

令和7年度

〈横浜知財みらい認定企業向け〉

知的財産活動助成金募集案内

募集期間

2025年5月9日(金)～2025年12月23日(火)

※上記期間中であっても、予算に達し次第募集を終了します。

※本助成事業は対象者を「横浜知財みらい企業 認定企業」に限定しています。



横浜知財みらい企業



助成金の申請にあたり、事前に脱炭素取組宣言をいただくことが必要です。

横浜市 脱炭素取組宣言



補助金の不正受給は犯罪です！

補助金の申請手続きにおいて、虚偽、不正等を行った場合は刑法上重大な犯罪になる可能性がありますので、募集案内の要件をよくご確認のうえ適正な申請をお願いいたします。

お問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課 知的財産活動助成金担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所31階

TEL: 045-671-2567 (平日9:00～17:00) E-mail: ke-chizai@city.yokohama.lg.jp

目次

1	制度概要	…P2
2	助成対象者の要件	…P3
3	助成対象事業・経費	…P3
4-1	手続きの流れ(コンサル助成)	…P6
4-2	手続きの流れ(取得助成)	…P7
5	申請方法	…P8
6-1	実績報告	…P9
6-2	助成対象事業に係る成果物について	…P9
7	その他注意事項	…P10
8	実績報告後の流れ	…P11
9	よくあるご質問	…P12
10	助成金ホームページ	…P14
11	書類提出先・問合せ先	…P14

1

制度概要

「横浜知財みらい企業」の認定企業に対し、知的財産活動の支援を目的に、次の 2 つの事業の実施に要する費用の一部を助成します。

- 1、知的財産コンサルティング助成**(先行技術調査など)
- 2、知的財産権の取得助成**(知的財産権の出願料・登録料、弁理士等への手数料)

募集期間

2025 年 5 月 9 日(金)から 2025 年 12 月 23 日(火)まで

※募集期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

募集方法

- ・予算に達し次第終了**となります。
- ・申請を希望する場合は、電子申請により申請してください。

予算額

150 万円

助成金額

申請項目	上限額	助成率
① 知的財産コンサルティング助成	15 万円	1/2
② 知的財産権の取得助成		

2

助成対象者の要件

次のすべてを満たしている必要があります。

- (1)「横浜知財みらい企業」であること
- (2)横浜市が実施する「脱炭素取組宣言」を行っていること
- (3)令和7(2025)年度に本助成を利用していない企業(申請は年度内に1回限り)
- (4)申請時点において、倒産等の状況にない者
- (5)市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がないこと
- (6)横浜市暴力団排除条例に基づく、暴力団でないこと。代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がある法人でないこと
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第3条第1項の適用を受けた飲食店(公序良俗に反するなど社会的に批判受けるおそれのないものを除く。)及び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当しないこと

3

助成対象事業・経費

共通の注意事項

次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) 知的財産コンサルティング助成の対象事業の場合、申請前に契約(発注)をしていないもの。なお、知的財産権の取得助成については、契約・支払い済みでも対象です。
(ただし、2025年4月1日以降に、支払った経費のみ対象)
- (2) **2026年2月27日(金)**までに、契約、実施及び支払いがすべて完了し、実績報告していただける案件

以下の事業・経費は助成対象外となります。

- (1) **2つ以上の助成対象事業(p.4、5に記載の事業)を申請すること**
- (2)消費税及び地方消費税相当額
- (3)助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいもの
- (4)支払先が、助成対象者の役員又は役員の属する企業等であるもの
- (5)助成対象経費の全部又は一部について、他の補助制度の交付決定または支払いを受けているもの
- (6)本制度において、申請者が過去に交付を受けた内容と重複するもの
- (7)その他公序良俗に反する等、市長が適当でないと認めるもの

見積書に値引きの項目は記載しないでください

見積書にどの項目に対するものか不明瞭な値引きが入っている場合は値引き全額を差し引いて助成対象経費を算出します。

① 知的財産コンサルティング助成

【知的財産コンサルティング助成の要件】

申請日の翌日以降に契約・実施し、実績報告期限までに事業完了し、成果物の提出と支払いの完了が確認できるものが対象となります。

助成対象事業	摘要
知的財産に関する管理・運営体制等の整備	<ul style="list-style-type: none">・営業秘密管理、共同開発規定等の作成・整備・研究開発した成果の届出・審査システムの整備・知的財産の管理・運営を適切に行うための社内教育等・特許等に関する他社とのトラブル予防対策等(個別具体的な案件は対象外)
知的財産に係る調査・分析	<ul style="list-style-type: none">・研究開発時に行う技術動向調査・出願時又は審査請求時に行う先行技術調査・検討・特定の特許や技術等に関する応用分野の調査・分析等・その他知的財産に関する調査・分析(知的財産に関するニーズ調査・マーケティング調査、発明品を製造・販売する際に障害となりうる他人の特許権がないかを調べる侵害防止調査等)
知的財産に係る評価・知的財産の流通	<ul style="list-style-type: none">・特許や技術等の経済的価値評価・特許や技術等の供与・移転・流通のための契約書の整備等

<対象外の経費>

- ・知財関係事業者に対する顧問料
- ・個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用

② 知的財産権の取得助成

【知的財産権の取得助成の要件】

助成対象事業	項目	摘要
知的財産権の取得	出願料	特許・実用新案・意匠・商標出願料
	登録料	実用新案登録料、意匠登録料、商標登録料 ※初回納付分のみ ※出願審査請求料、特許料は対象外
	委託料	知的財産権の出願及び取得に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合に支払う手数料

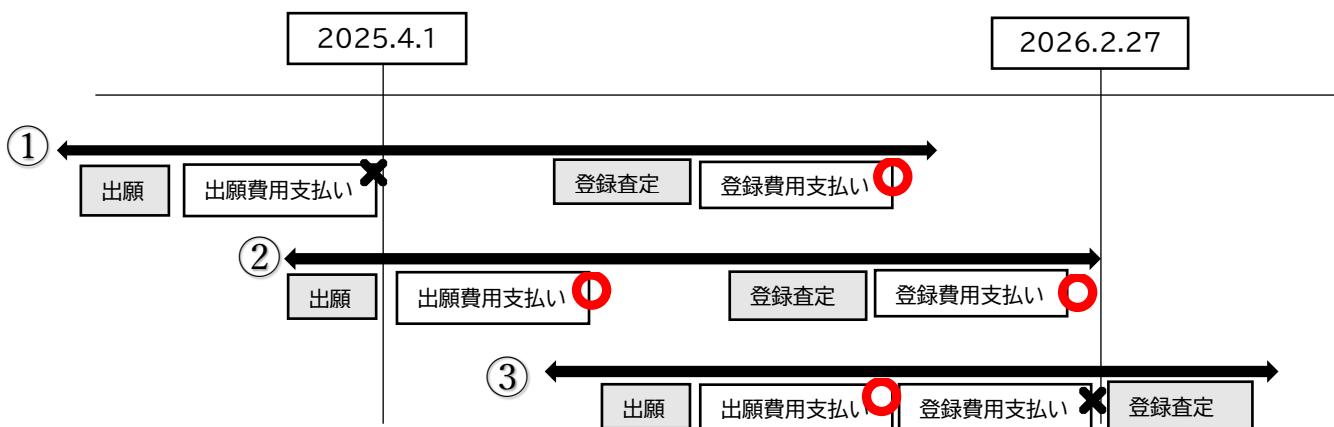
- ・**国内出願**のみ
 - ・申請時に、**出願済み**であるもの
 - ・**2025年4月1日以降に支払った経費**
- ※共同出願の場合、実際に負担した金額を上限として対象とします

<対象外の経費>

- ・知財関係事業者に対する顧問料
- ・**出願審査請求料、特許料**
(減免があるため対象外となります、審査請求や特許登録を弁理士または弁護士に委託する場合の委託料は対象とします)
- ・**出願、出願審査請求、登録に係る経費のみ対象とし、それ以外の出願審査請求以降の意見書・補正書の提出等に係る経費は対象外となります**

【助成対象に含められる経費の例】

費用の支払いが2025年4月1日～2026年2月27日までに行われ、かつ手続きが完了しているものが対象となります。



①登録費用のみ交付可能(出願費用について前年度以前に助成を受けている場合を除く)

②出願費用、登録費用ともに交付可能(交付申請時に登録にかかる経費も含めた申請が必要)

③出願にかかる経費のみ交付可能。(次年度に登録費用の交付はできません)

同一の出願内容について1年目に出願費用、2年目に登録費用を交付することはできません

4-1

知的財産コンサルティング助成の手続きの流れ

交付申請

(契約締結前に)

※提出書類について
は、P7参照

① 交付申請を行います。

申請は電子申請システムにより行います。本助成金ホームページから
申請ページにアクセスして申請をして下さい。

※ 契約を締結する前にご提出ください。

【提出期限】2025年12月23日(火)17時まで

審査には通常3週間程度かかります。

契約の締結

② 契約を締結(発注)します。

申請日の翌日以降に、契約を締結してください。

交付決定通知の 受領

③ 経済局から、交付決定通知を受け取ります。

書類の審査後、交付または不交付の決定通知をお送りします。

実績報告

※提出書類に
ついては
P8参照

④ 事業の実施、支払いが完了した後、実績報告書類を提出します。

実績報告は電子申請システムにより行います。本助成金ホームページ
実績報告ページにアクセスして提出をして下さい。

【提出期限】2026年2月27日(金)17時まで

審査には通常3週間程度かかります。

交付額確定通知の 受領

⑤ 経済局から、交付額確定通知を受け取ります。

報告書類の審査後、助成金額確定の結果が通知されます。

助成金の受領

⑥ 請求書を提出し、助成金を受領します。

(請求書を提出後、1か月程度後に助成金が交付されます。)

4-2

知的財産権取得助成の手続きの流れ

特許権等の出願

※ 助成金の対象になるのは、「**出願済み**」の知的財産です。

出願料等の納付・

契約の締結

※ 契約・支払い済みであっても対象

※ 2025年4月1日以降に支払った経費が対象

交付申請

※提出書類については

P8を参照

① 交付申請を行います。

申請は電子申請システムにより行います。本助成金ホームページから申請ページにアクセスして申請をして下さい。

【提出期限】2025年12月23日(火)17時まで

審査には通常3週間程度かかります。

交付決定通知

の受領

② 経済局から、交付決定通知を受け取ります。

書類の審査後、交付または不交付の決定通知をお送りします。

実績報告

※提出書類に

ついては

P9を参照

③ 事業の実施、支払いが完了した後、実績報告書類を提出します。

実績報告は電子申請システムにより行います。本助成金ホームページから実績報告ページにアクセスして提出をして下さい。

【提出期限】2026年2月27日(金)17時まで

審査には通常3週間程度かかります。

交付額確定通知

の受領

④ 経済局から、交付額確定通知を受け取ります。

報告書類の審査後、助成金額確定の結果が通知されます。

助成金の受領

⑤ 請求書を提出し、助成金を受領します。

(請求書を提出後、1か月程度後に助成金が交付されます。)

5 申請方法

受付期限までに申請が必要です。

知的財産コンサルティング助成の場合、契約(発注)は、申請日の翌日以降に締結してください。

※知的財産権取得助成は、**契約・支払い済みでも対象**となります

(1)申請期間

2025年5月9日(金)から2025年12月23日(火)17時まで

※募集期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。



(2)申請方法

本助成金ホームページから電子申請システムにより申請してください。

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/ip/chizaijyosei.html>>

(注意事項)

1 電子申請が完了しても、**内容に不備があった場合は申請を受け付けません。**

2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合には、資料の追加等を求めることがあります。

提出書類	チェック
(1)知的財産活動助成金交付申請書(第1号様式)(電子申請システム上で入力)	
(2)知的財産活動助成金事業計画書(第2号様式)(電子申請システム上で入力)	
(3)役員等氏名一覧表(第3号様式)(電子申請システム上にファイルをアップロード) (様式は知的財産活動助成金ホームページよりダウンロードできます)	
(4)見積書その他経費の内訳を証する書類の写し	
(5)直近1年分の市税納税証明書の写し(法人市民税) ※非課税の場合は、滞納のない証明書 【発行場所】市内の区役所の税務課・行政サービスコーナー	
(6)発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書)の写し 【発行場所】最寄りの法務局(詳しくは、法務局ホームページの「管轄のご案内」をご覧ください)	
(7)横浜市の脱炭素取組宣言を行ったことが分かる書類(確認書、宣言書、宣言事業者一覧等)	
(8)【知的財産権の取得の場合】出願書類の写し・出願を受理したことを確認できる書類	

6-1 実績報告

(1)提出期限

2026年2月27日(金)17時まで

(2)提出方法

本助成金ホームページから電子申請システムにより申請してください。

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/ip/chizaijyosei.html>>

(注意事項)

1 電子申請が完了しても、**内容に不備があった場合は実績報告完了となりません。**

2 実績報告内容について、必要と判断した場合には、資料の追加等を求めることがあります。



提出書類	チェック
(1)知的財産活動助成金対象事業実績報告書(第10号様式)(システム上で入力)	
(2)経費の支払を証する書類の写し (例1)内訳の分かる領収書 (例2)請求書と振込明細書 (例3)請求書と引き落としが確認できる通帳口座の写し	
(3)助成対象事業に係る成果物等(※詳細は、以下の表をご覧ください。)	
(4)交付決定通知書の写し (原本は自身で5年間保管してください)	

6-2 助成対象事業に係る成果物について

大項目	区分	ご提出いただきたい成果物等
知的財産 コンサルティング 助成	知的財産に関する管理・ 運営体制等の整備	【職務発明、営業秘密管理規定等の作成の場合】 ・作成した職務発明や営業秘密規定等の成果物 【社内教育を実施した場合】 ・教育計画や教材等
	知的財産に係る調査・分析	・弁理士等がまとめた調査結果報告書等
	知的財産に係る評価・ 知的財産の流通	・知的財産の評価結果や整備した契約書の内容等
知的財産権の 取得助成	知的財産権の取得	【年度内に、知的財産権の取得ができない場合】 ・出願したこと、出願内容がわかる書類(申請時と同じ書類で可) 【年度内に、知的財産権の取得ができた場合】 ・取得したことがわかる書類 【知的財産権の取得後に、知的財産に係る製品や サービス等を実施している場合】 ・製品やサービスの内容がわかる書類 (カタログやホームページ等)

7

その他注意事項

(1)交付決定を受けた事業内容、助成対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

なお、対象要件を満たさなくなる場合等、変更内容について市長による承認が受けられない場合があります。

(2)申請後に計画の変更により見積金額が増額となつたとしても、当初決定額を上限として本助成金を交付するため、助成金の交付額を増額することはできません。

(3)申請書類や領収書等の関係書類は、5年間保管しなければなりません。

(4)横浜市は、助成対象者の名称及びその内容、助成金額を公表する場合があります。

(5)横浜市は助成対象者等に対し、実地調査及びアンケート・ヒアリング調査等を行う場合があります。当該調査・資料の提出等にご協力ください。

(6)次のいずれかに該当する場合は交付決定を取り消す場合があります。助成金の交付後に交付決定を取り消す場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。また、助成対象者等の名称及びその内容を公表する場合があります。

ア 本助成金を他の用途で使用したとき。

イ 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。

ウ 助成金の交付を受けるまでに助成対象者の要件を満たさなくなったにもかかわらず市長への報告を怠ったとき。

エ 助成対象事業の要件を満たさなくなった又は事業計画等を変更するにもかかわらず市長への報告を怠ったとき。

オ 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

カ 期限までに実績報告書を適正に提出しないなど、助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

キ その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

1 交付額確定通知書の受領

ご提出いただいた実績報告書類一式は横浜市で審査を行い、適当と認める場合は「交付額確定通知書」を、適正な書類を受け取ってから概ね2~3週間を目安にお送りします。

- ※ 申請書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が延びる場合もあります。
- ※ 書類の不備・不足があった場合は、横浜市から確認の連絡を取らせていただきます。

2 交付請求書

(1)提出期限

交付額確定通知受領後から、原則 2 週間以内にご提出をお願いします。

(2)提出方法

次の3つの書類(文字が鮮明に判別できるもの)を、電子申請システムにより
ご入力、もしくはファイルをアップロードしてください。

① 交付請求書(システム上で入力)

※ 電子申請システムに必要事項を入力ください

② 口座番号、口座名義人がわかるもの(通帳のコピーなど)

③ 「交付額確定通知書」の写し

※③の原本はご自身で保管してください。

3 助成金の受領

適正な「交付請求書」を横浜市が受領後、1か月程度で請求書に記載いただいた
口座に助成金が振り込まれます。

9

よくあるご質問

【交付申請について】

- Q 特許と商標など複数まとめて本助成金に申請することは可能ですか。
- A 可能です。出願した件数が複数ある場合にも、助成上限額を超えない範囲で申請可能です。
- Q 出願書類の写し・出願を受理したことを確認できる書類を提出する際の注意点は？
- A 出願人等確認のため、特許庁より交付される受領書に加えて、出願書類の控えの写しをご提出ください。

【取得助成の場合】

- Q 知的財産権の出願費用と登録費用を助成対象経費として計上していましたが、登録が実績報告までに間に合わない場合はどうしたらよいですか。
- A 登録が間に合わない場合は出願にかかる費用の助成のみ受けすることが可能です。成果物としては申請時と同様の出願書類の写しを提出してください。
- Q 提出した請求書以外にも特許事務所等へまとめて支払っているものがある場合は、何を追加提出すれば良いですか。
- A 振込金額に助成対象経費が含まれていることを確認するため、他の支払を行った分にかかる請求書も合わせてご提出ください。
- Q 経費の支払を証する書類について、通帳のコピーはどの部分を提出すれば良いですか。
- A 金融機関名・口座番号・口座名義人がわかるページと支払がわかるページの部分をご提出ください。
- Q 特許事務所等を利用せず、自社で出願を行った場合、経費を証する書類は、振込明細書に加えてどのような書類を提出すればよいですか。
- A 特許庁より交付される、納付書や、納付番号通知などをご提出ください。

【知的財産コンサルティング助成の場合】

- Q 助成対象事業の「知的財産に関する管理・運営体制等の整備」には、どのような内容が含まれますか。
- A 自社において知的財産活動の管理・運営を適切に行うために、知財関係事業者(弁理士、コンサルティング会社等)にコンサルティングを委託する費用等※が対象となります。
- ※知財関係事業者に対する顧問料は対象外のため、ご注意願います。

Q 助成対象事業の「知的財産に係る評価・知的財産の流通」には、どのような内容が含まれますか。

A 弁理士等に、顧客との取引基本契約や守秘義務協定等について、自社が不利にならないように条文チェックや修正等を行ってもらう際の費用が対象となります。また、取得済特許での事業提携契約、事業売却等に係る契約書の整備に係る費用等も対象となります。

【経費の支払いについて】

Q 小切手、手形、クレジットカードでの支払いは認められますか

A 認められますが、実績報告までに決済が完了していることが確認できる資料(写し)の提出が必要となります。回し手形での支払いは認められません。

・小切手、手形の場合

領収書または請求書、小切手又は手形の控え、引き落としが確認できる通帳部分又は当座勘定照合表等

・クレジットカード支払いの場合

領収書または請求書、クレジットカード利用明細、引き落としが確認できる通帳部分

【その他】

Q 申請した内容はどこで確認できますか。

A 申請内容については電子申請システムのマイページよりご確認いただけます。

10 助成金ホームページ



<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/ip/chizaijyosei.html>>



11 書類提出先・問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課 知的財産活動助成金担当

☎ 045-671-2567 FAX 045-664-4867
✉ ke-chizai@city.yokohama.lg.jp

<住所>

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階

<アクセス>

みなとみらい線「馬車道駅」直結
JR・地下鉄「桜木町駅」から徒歩 3 分

